

保護者様

- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は学校へ御連絡ください。
- 「発症した後五日経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過する」までは出席停止です。
- 登校を再開する日に、必ず保護者が記入の上、学校に提出してください。  
(医療機関で書いていただく必要はありません。)

新型コロナウイルス感染症による欠席期間の報告書

仁川学院小学校

学校長殿

年 組 番 児童氏名

保護者名

受診した医療機関：

受診日： 年 月 日

「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。

※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

なお、「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日付	/	/	/	/	/	/	/	/
症状軽快日 に丸印								

【記入例】

※発症後、最低5日間は登校できません。

	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日付	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19
軽快日			○	1日目			登校可能	
日付	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19
軽快日						○	1日目	登校可能

症状軽快後、1日を過ぎるまでは登校できません。